

金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書

平成13年2月6日

不動信用組合
金融整理管財人

敦賀 彰一

小林 一成

目 次

	頁
I、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
3. (1)当信用組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2)経営破綻に至った経緯	1
(3)破綻に至った要因	2
4. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1)資本の状況	3
(2)自己資本回復の断念	4
II、業務および財産の状況について	4
1. 与信業務	4
2. 預金業務	5
3. 投資等業務	5
4. 固定資産等の状況	6
5. 不良債権の状況	6
6. 関係会社の状況	7
III、事業譲渡等の見込みについて	7
1. 基本方針	7
2. 具体的施策	8
3. 事業譲渡等の見込み	8

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当信用組合は、平成 12 年 10 月 6 日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」という。)第 8 条第 1 項第 2 号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を金融再生委員会から受けました。金融再生法第 13 条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成 12 年 10 月 6 日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第 18 条に基づく旧経営陣の民事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は、昭和 27 年 3 月 14 日、地域住民の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域は、金沢市、松任市、石川郡及び河北郡とし、店舗は金沢市に本店、その他支店 2 店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・募集活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である建設業、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律(以下「協金法」という)第 6 条で準用する銀行法第 13 条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成 12 年 3 月期において大幅な赤字を計上するに至りました。(貸出金追加償却・引当額 357 百万円、当期損失 332 百万円、組合員勘定 203 百万円)

さらに、平成 12 年 7 月 25 日から実施された北陸財務局による検査の過程で、当信用組合が実施した自己査定における認識の甘さや、償却・引当基準に対する理解不足が明らかになりました。

このため、平成 12 年 8 月末で自己査定を見直し、朝日監査法人の監査を受けたところ、不良債権(Ⅲ分類及びⅣ分類)額は平成 12 年 3 月末査定額 1,294 百万円から同年 8 月末 2,816 百万円と 1,022 百万円増の査定となり、与信関連の要追加償却・引当額 835 百万円

と判明いたしました。

加えて、その他の資産の要追加償却・引当額 498 百万円も明らかとなり、債務超過額は 1,103 百万円（有価証券評価益算入前）に及ぶことになりました。

こうした状況下にあって、当信用組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

①、バブル崩壊後の当信用組合の経営

当信用組合第 3 代理事長は、昭和 58 年 5 月理事に就任、同 62 年 5 月副理事長となり、平成 2 年 10 月から平成 12 年 5 月死去するまで 9 年 7 ヶ月理事長を務めました。

平成 4 年が当信用組合創立 40 周年に当たったこともあり、元理事長は就任と同時に積極的な業容拡大方針を掲げ、次第に理事長の意向に沿った経営色が強まりました。

また、当信用組合における貸出案件の最終決定の場として常勤役員をもって「審査会」が設置され、表面的には体制整備されていたものの、実体としては、本部の審査・管理機能の働くない業務運営が行なわれていたと考えられます。

②、預貸金の動向

当信用組合の預貸金を期末残高の推移でみると、預金残高は平成 6 年 3 月末がピークで 107 億円、平成 12 年 3 月末は 93 億円で、ピーク比 14 億円（約 13%）の減少、貸出金残高も平成 6 年 3 月末がピークで 74 億円、平成 12 年 3 月末はこれもピーク比 14 億円（約 18%）減の 60 億円となっております。

これは大口取引先の業況悪化があらゆる面で負担になり、業容拡大策が維持困難となったこと、低金利政策が浸透し、高金利依存体质の当信用組合の競争条件が厳しくなったことが原因と考えられます。

③、預貸金利回低下

収益面では、当信用組合大口貸出先にはバブル崩壊後業況が悪化した先が多く、表面上高金利約定ながら金利支払不能に陥ったものが多く、未収利息増嵩から期末貸出約定平均利率と貸出金利回の乖離は拡がり、また預金利回の大幅な低下に拘らず利回差が縮小する傾向を辿りました。

期 別	期末貸出約定平均利率 (A)	貸出金利回 (B)	(A) - (B)	預金利回 (C)	預貸金利回差 (B) - (C)
平成 6 年 3 月期	6.931	6.88	0.051	3.52	3.36
平成 7 年 3 月期	6.570	5.52	1.050	2.34	3.18
平成 8 年 3 月期	5.857	4.94	0.917	1.64	3.30
平成 9 年 3 月期	5.725	4.22	1.505	0.88	3.34
平成 10 年 3 月期	5.165	3.80	1.365	0.65	3.15
平成 11 年 3 月期	4.748	3.28	1.468	0.50	2.78
平成 12 年 3 月期	4.692	2.97	1.722	0.41	2.56

貸出金の回収・管理が不十分であり、また優良取引先の確保の努力、債権大口化の抑制など融資資産内容健全化策が有効に講じられず、資産運用面で効果的な経営施策ができなかつたと判断されます。

④、要償却・引当金繰入額の増加による赤字転落

不良債権累増の結果、平成 9 年 3 月期以降当信用組合の経常損益は要償却・引当額の増加を主因に赤字に転落しました。

(単位：百万円)

期 別	経常損益	臨時費用	うち貸出金償却	うち個別貸倒引当金繰入
平成 6 年 3 月期	31	22	0	20
平成 7 年 3 月期	22	36	7	20
平成 8 年 3 月期	17	40	0	31
平成 9 年 3 月期	△71	113	38	66
平成 10 年 3 月期	△717	674	93	576
平成 11 年 3 月期	△61	96	0	90
平成 12 年 3 月期	△333	401	190	197

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信用組合は、平成 12 年 3 月期決算を 6 月 29 日に公表した直後、7 月に実施された財務局による検査により、当信用組合と大きな乖離があることが判明したため、平成 12 年 8 月末基準で自己査定を見直した結果、13 億円を超える追加引当額が必要となることが判明、10 億円の債務超過に陥ることが明らかとなりました。この見直しにより自己資本比率

は3月末の当初発表の4.05%から12年8月末では△25.09%へと大幅に低下することとなりました。

(2)自己資本回復の断念

当信用組合の12年3月末現在の出資金総額が322百万円(平成11年3月末81百万円)という規模であることを勘案すると、平成12年3月期の増資241百万円に引き続いで短期間で多額の出資金を募ることはきわめて困難であります。

また当信用組合の12年3月期の業務純益は46百万円であり、現行の利益水準で債務超過を解消するには相当の期間を要することから、自力再建を断念するに至りました。

この様な状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、平成12年10月6日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたりました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である金沢市の建設業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

＜貸出金残高推移＞店舗数：3店 (単位百万円、%)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	6,546	100.0	6,331	100.0	6,545	100.0	6,084	100.0	49,09 1	100.0
うち中小企業	3,568	54.5	3,381	53.4	3,577	54.7	3,479	57.2	35,52 5	72.4
うち個人	2,978	45.5	2,950	46.6	2,968	45.3	2,605	42.8	13,143	26.8
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：3店

(単位百万円、%)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
		構成 比		構成 比		構成 比		構成 比		構成 比
預金残高	9,587	100.0	9,785	100.0	9,863	100.0	9,379	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	8,196	85.5	8,405	85.9	8,557	86.7	8,190	87.3	54,554	78.7
うち法人預金	1,222	12.7	1,239	12.7	1,161	11.8	1,037	11.1	12,001	17.3
うちその他	169	1.8	141	1	145	1.5	152	1.6	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として逐次処分を進め、12月21日までに外国証券を約13億円売却いたしました。

残りの有価証券も早急に売却する予定であり、今後新たな投資は行ないません。

<投資有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成12年3月末の評価益
投資有価証券	961	1,301	1,368	73
国債・地方債	3	6	2	0
社債	12	12	12	4
株式	8	8	6	11
その他	938	1,275	1,348	58
貸付有価証券				

(2)商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>(平成12年3月末)

(単位：件、百万円)

	土 地			建 物			
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価×1.25	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店舗	2	141	192	51	2	92	9
社宅寮・倉庫	—	—	—	—	—	—	—
小計	2	141	192	51	2	92	9
所有不動産	2	83	76	△7	1	18	13
合計	4	224	268	44	3	110	22

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月末		平成12年3月末		業界平均(H12年3月末)	
	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合	貸出金 残高	貸出金に 占める割合
破綻先 債権	947	14.5%	1,008	16.6%	1,381	2.8%
延滞債権	854	13.0%	634	10.4%	2,965	6.0%
3ヶ月以上 延滞債権	42	0.6%	44	0.7%	401	0.8%
貸出条件 緩和債権	272	4.2%	615	10.1%	2,328	4.7%
合計	2,115	32.3%	2,301	37.8%	7,075	14.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月末		業界平均 (H12年3月末)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,844	26.7%	3,116	6.0%
危険債権	576	8.4%	2,998	5.8%
要管理債権	195	2.8%	2,170	4.2%
正常債権	4,287	62.1%	43,363	84.0%
合計	6,902	100.0%	51,647	100.0%

6. 関係会社の状況

該当ありません。

III 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1)早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2)優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3)経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4)地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5)内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6)責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡契約を締結し、事業譲渡が実現されるよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先として、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、金沢市内に本店が所在する金融機関に要請のところ、金沢中央信用組合の内諾を得ることができ、守秘義務協定書を取り交わしました。

金沢中央信用組合は事業地域が石川県一円で、当組合の事業地域がその中に含まれることに加え、金沢中央信用組合の本店が近く、また、信用組合という同業態でもあるため顧客利便性の継続が図られること、さらに自己資本比率が11.25%（12年3月末）と高水準にあり健全であることから、不動信用組合の受皿金融機関として選定することが適当であると判断し、事業譲渡基本合意書を取り交わしました。

記

平成12年11月 7日 守秘義務協定

平成12年12月21日 事業譲渡基本合意書